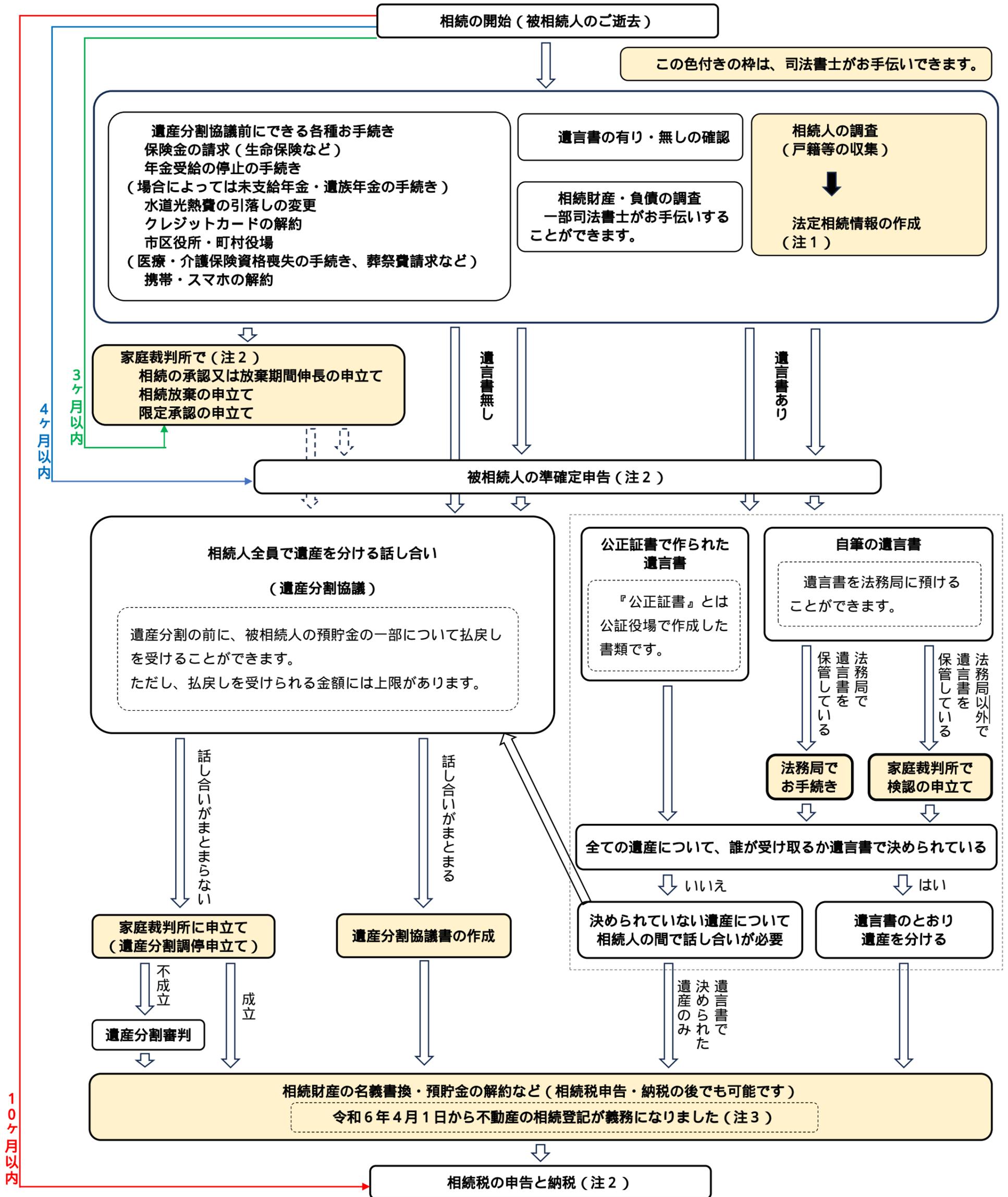


< 相続手続フローチャート >

一般的な相続手続の流れをご案内しています。個々の事案によっては異なる手続になる場合もあります。



注1 『法定相続情報』とは、戸籍をもとに作成する被相続人と法定相続人の相続関係を示す一覧図のことで、戸籍の代わりに使用することができます。利用方法などの詳細につきましては司法書士または法務局にご相談ください。

注2 申立て・申告は必須ではありません。個々の事情に応じて、申立て・申告をするかどうか判断します。家庭裁判所の申立書の作成については司法書士・弁護士にご相談ください。

準確定申告・相続税の申告は、税理士・税務署または弁護士にご相談ください。

* 相続の承認又は放棄期間伸長の申立て後、相続することになったときは遺産分割協議が必要になる場合があります。

* 相続放棄した場合に準確定申告は不要ですが、相続税の申告が必要になる場合があります（死亡保険金等のみなし相続財産について）。

注3 詳細については、司法書士にお問い合わせください。